

独立行政法人産業安全研究所
職員給与規程

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人産業安全研究所就業規則（以下「就業規則」という。）第 20 条の規定に基づき、産業安全研究所（以下「研究所」という。）の職員の給与について定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第 2 条 この規程は、研究所の職員（以下「職員」という。）に適用する。
2 前項の規定にかかわらず、臨時に勤務する職員、常時勤務を要しない職員については、別に定めるところによる。

(給与の種類)

第 3 条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- 一 本 給
- 二 扶養手当
- 三 調整手当
- 四 職務手当
- 五 住居手当
- 六 時間外勤務手当
- 七 特殊勤務手当
- 八 休日給
- 九 管理職員特別勤務手当
- 十 期末手当
- 十一 勤勉手当
- 十二 通勤手当

2 研究所の業務について生じた職員に対する実費の弁償は、給与には含まれないものとする。

(給与の支払及び控除)

第 4 条 給与は、職員に対し、通貨で職員にその全額を支払う。ただし、職員代表との書面協定により、職員が希望した場合には、その指定する金融機関

の口座に振り込むことにより給与を支払うものとする。

2 次に掲げるものは、給与から控除するものとする。

一 源泉所得税

二 住民税

三 共済組合掛金（短期・長期・介護）

四 宿舎費

五 職員代表との書面による協定により給与から控除することとしたもの

（給与台帳）

第5条 理事長は、給与台帳を作成しなければならない。

2 給与は、給与台帳に基づいて支払うものとする。

（給与の支給日）

第6条 職員の給与（通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給日は、毎月16日（16日が独立行政法人産業安全研究所の職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその前日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日））とし、当月1日から当月末日までの本給、扶養手当、職務手当、調整手当、住居手当並びに前月1日から前月末日までの時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当を支給する。

（給与の日割計算）

第7条 新たに職員になった者には、その日から本給を支給し、昇給等により本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで本給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給の額は、その月の現日数から、日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数計算)

第 8 条 勤務 1 時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(職員の本給及び本給表)

第 9 条 本給は、勤務時間等規程第 4 条に規定する勤務時間 (以下「正規の勤務時間」という。) による勤務に対する報酬である。

2 本給は月額制とし、その月額は、本給表 (別表一 ~ 三) の定めるところによる。

(本給の決定)

第 10 条 職員の受ける本給は、その職員の行う職務に応じて、別に定める「職位に関する規程」によりその職位を決定し、その職位の中の号俸をもって決定する。

2 新たに職員となった者に対する本給の決定については別に定めることとする。

(昇格等)

第 11 条 職員が、本給表の職位を異にすることとなった場合、もしくは異なる本給表の適用を受けることとなった場合における本給月額の決定は、別に定めるところによる。

(昇給)

第 12 条 職員が現に受けている号俸を受けるに至った時から 12 月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1 号俸上位の号に昇給させることができる。

2 勤務成績が特に優秀な者については、前項に規定する期間を短縮し若しくはその現に受ける号より 2 号俸以上上位の号俸まで昇給させ又はそのいずれをもあわせて行うことができる。

3 職員の本給月額がその属する職位における本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職位にある間は昇給しない。ただし、それらの本給月額を受けている職員で、その本給月額を受けるに至った時から 24 月 (その本給月額が職位における本給の幅の最高額である場

合にあっては、18月)を下らない期間を良好な成績で勤務したものの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職員の属する職位における本給の幅の最高額を超えて、昇給させることができる。

- 4 55歳(事務職本給表(二)の適用を受ける職員にあっては、57歳)に達した日の属する年度の末日を超えた職員は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に優秀であるものについては、理事長が別に定めるところにより1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
- 5 第1項から第3項の規定による昇給は、毎年1月1日、4月1日、7月1日又は10月1日に行う。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族は、次の各号の一に該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- 二 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- 三 60歳以上の父母及び祖父母
- 四 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

3 扶養手当は月額制とし、その月額は前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第6号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち2人までについてはそれぞれ6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)、その他の扶養親族については、1人につき5,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員になった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合は、その職員は速やかにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合におけ

る扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のない者が扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（調整手当）

第15条 調整手当は、すべての職員に支給する。

2 調整手当の月額の本給、扶養手当及び職務手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額とする。

3 国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人、日本郵政公社、地方公共団体又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人若しくは国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人及び日本郵政公社を除く。）（以下、「国等の機関」という。）に使用される者であった者（国等の機関に引き続き6箇月を超えて使用されていた者に限る。）が、引き続き研究所に採用され、当該採用となった施設に係る調整手当の支給割合（以下この項において「採用後の支給割合」という。）が、当該採用の日の前日に在勤していた国等の機関において支給を受けていた調整手当の支給割合（以下この項において「採用前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、前項の規定にかかわらず、当該採用となった日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が採用後の支給割合以下となるときは、当該採用の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、本給、職務手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

一 当該採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 採用前の支給割合（採用前の支給割合が当該採用の後に改定された場合にあっては、当該採用の日の前日の採用前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 第7条の規定は、第1項の規定による調整手当の支給について準用する。

（職務手当）

第16条 部長、課長、主任研究官の職にある職員に対しては、職務手当を支給する。

2 職務手当の月額、本給月額に、部長及び理事長の指定する課長にあっては100分の20を乗じて得た額、課長（理事長の指定する者を除く。）及び主任研究官（5級の者）にあっては100分の16を乗じて得た額、主任研究官（5級の者を除く。）にあっては100分の12を乗じて得た額とする。

3 前項の規定による額が、役員報酬規程第3条に規定する役員の俸給月額のうち最低の俸給月額及びこれに対する特別調整手当の月額の合計額に106分の100を乗じて得た額から職員が受ける本給と扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する職務手当の月額は、前項の規定にかかわらず、その差し引いた額に満たない額で別に定める額とする。

4 第7条の規定は、第1項の規定による職務手当の支給について準用する。

（住居手当）

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員有料宿舎、職員宿舎及び父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員を除く。）

二 当該職員の所有に係る住宅（別に定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他別に定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員であるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計

額)とする。

一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超え55,000円未満の家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

ハ 月額55,000円以上の家賃を支払っている職員 27,000円

二 前項第2号に掲げる職員 2,500円

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当)

第18条 休日(勤務時間等規程第9条の規定により休日が振り替えられた場合には振替えにより休日となった日。次条、第23条及び第24条において同じ。)以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、1日の勤務時間が8時間を超えて勤務した時間に対して1時間につき第20条に規定する勤務1時間当たりの給与の額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の150)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第19条 休日において勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの給与の額に100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の160)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与の額の算出)

第20条 前2条、第31条第5項、第32条第5項及び第33条第1項の勤務1時間当たりの給与の額は、本給、本給に対する調整手当、職務手当及び特殊勤務手当の月額の合計額を1年間における1か月平均所定労働時間数で

除した金額とする。

2 前項に規定する1年間の起算日は、毎月4月1日とする。

(時間外勤務手当及び休日給の適用除外)

第21条 第18条、第19条及び第23条の規定は、第16条の規定により職務手当を支給される職員には適用しない。

(特殊勤務手当)

第22条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(休日給)

第23条 勤務時間等規程第8条第2号及び第3号に規定する休日において、正規の勤務に就くことを命ぜられた職員には、理事長が別に定める額を休日給として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第24条 第16条の規定により職務手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

4 前2項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し（引き続き国等の機関の職員となった場合を除く。）、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の期末手当に関する規定の適用を受ける職員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそのものの在職期間（国等の機関の職員であった者で引き続き研究所の職員となった者については、それらの職員であった期間を通算することができる。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間率を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

3 就業規則第26条第1項第1号から第2号により休職した期間があるときは、当該休職期間にかかる期末手当については、在職期間は、当該休職期間の100分の50とする。ただし、就業規則第26条第1項第3号から第4号の規定により出向している職員に係る休職期間については、この限りではない。

4 就業規則第46条の規定により出勤を停止された期間があるときは、当該期間は前項の在職期間から控除する。

5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

6 一の表に定める職位にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本給の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額にそれぞれ職位の区分に対応する加算率を乗じて得た額（二の表に定める地位にある職員にあっては、その額に本給月額にそれぞれ職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

一 期末手当の職位別加算率

職 位 の 区 分	加 算 率
部 長	100分の20
課長・主任研究官(5級の者)	100分の15
主任研究官(5級の者を除く)	100分の10
係 長	100分の5
研 究 員 (次項で定める職員に限る)	100分の5
第1号任期付研究員のうち 5号俸以上の本給月額を 受ける研究員	100分の20
第1号任期付研究員のうち 4号俸又は3号俸の本給月 額を受ける研究員	100分の15
第1号任期付研究員のうち 2号俸又は1号俸の本給月 額を受ける研究員	100分の10
第2号任期付研究員	100分の5

二 管理監督の地位にある職員の本給の割増率

職 務 の 区 分	割 増 率
部 長	100分の15
第1号任期付研究員のうち6号俸 以上の本給月額を受ける研究員	100分の25
第1号任期付研究員のうち5号俸 又は4号俸の本給月額を受ける 研究員	100分の15

7 前項一の表の職位の区分欄の「次項で定める職員」とは、研究員のうち基準日現在(基準日前一ヶ月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職

員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。)の経験年数が、修士課程修了後5年以上である者をいう。

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び在職期間(国等の機関の職員であった者で引き続き研究所の職員となった者については、それらの職員であった期間を通算することができる。)に応じて、それぞれの基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し(引き続き国等の機関の職員となった場合を除く。)、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当及びこれに対する調整手当の月額合計額を加算した額に、一般職給与法の勤勉手当に関する規定の適用を受ける職員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき本給の月額及びこれに対する調整手当の月額合計額とする。

4 前条第3項、第4項及び第6項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「次条第3項」と読み替えるものとする。

(期末手当及び勤勉手当に係る不支給等)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、第25条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当及び勤勉手当は、支給しない。

一 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する基準支給日の前日までの間に就業規則第46条の規定に基づく懲戒解雇により退職した職員

二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する基準支給日の前日までの間に退職した職員(前号に掲げる者を除く。)で、その退職し

た日から当該基準支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
三 次項の規定により期末手当及び勤勉手当の支給日の変更処分を受けた者
(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係
る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

2 理事長は、期末手当及び勤勉手当を支給の対象となる職員で当該基準支給
日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該
期末手当及び勤勉手当の支給日を変更することができる。

一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行
為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について
禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律
第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において
同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

二 退職した日から当該基準支給日の前日までの間に、その者の在職期間中
の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から
聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があ
ると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当及び勤勉手当
を支給することが、研究所の信用を確保し、期末手当及び勤勉手当に関す
る制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認め
るとき。

3 理事長は、前項の規定による期末手当及び勤勉手当の支給日の変更処分
(以下「変更処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに
至った場合には、速やかに支給日を確定して支払わなければならない。ただ
し、第3号に該当する場合において、変更処分を受けた者がその者の在職期
間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他変更処分の
目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 変更処分を受けた者が当該変更処分の理由となった行為に係る刑事事件
に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 変更処分を受けた者について、当該変更処分の理由となった行為に係る
刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 変更処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し
起訴をされることなく当該変更処分に係る期末手当及び勤勉手当の基準日
から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定にかかわらず、理事長は、変更処分後に判明した事実又は生じ
た事情に基づき、支給時を確定して支払うことを妨げるものではない。

(通勤手当)

第 28 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 5 キロメートル未満である職員

2,000 円

ロ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員

4,100 円

ハ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員

6,500 円

ニ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員

8,900 円

ホ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員

11,300 円

ヘ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員

13,700 円

ト 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員

16,100 円

チ 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員

18,500 円

リ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員

20,900 円

ヌ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員

21,800 円

ル 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員

22,700 円

ヲ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員

23,600 円

ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員

24,500 円

三 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前 2 号に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（国際機関派遣職員の給与）

第29条 国際機関に派遣される職員の給与は、本給、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当の合計額の100分の70とする。ただし、派遣先の勤務に対して支給される給与の額が低いと理事長が認めるときは、100分の100を限度に増額することができる。

- 2 派遣先国際機関等から報酬を受ける場合は、報酬額を給与から控除する。ただし、派遣先の生活事情等により減額することが適当でないとして理事長が認めるときは、控除額を減額することができる。

（休暇の際の給与）

第30条 勤務時間等規程第12条第1項に規定する育児時間、第13条第1項第1号に規定する勤務時間の短縮、第18条、第20条から第22条まで及び第25条に規定する休暇の時間又は日については、通常の勤務をしたものとして給与を支給する。

（欠勤者の給与）

第31条 業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により遅刻、早退又は欠勤した時間又は日については、通常の勤務をしたものとして通常の給与を支給する。

- 2 職員が業務外の傷病により欠勤した場合（就業規則第14条第4項の無届欠勤（以下「無届欠勤」という。）として取り扱われた場合を除く。）は、その欠勤の期間が欠勤を始めた日から、結核性疾患以外の傷病については

90日間、結核性疾患については1年間、本給、扶養手当、住居手当及び調整手当の全額を支給する。

- 3 前項の欠勤の期間には、休日を通算するものとする。
- 4 職員が第1項及び第2項の事由以外の事由により欠勤した場合は、その欠勤の期間（勤務時間規程で定める休暇の日数を除く。以下同じ。）が1箇月に達するまでは本給、扶養手当、住居手当及び調整手当の全額を支給し、その欠勤の期間が1箇月を超えたときは、その1箇月を超えた期間につき、本給、扶養手当、住居手当及び調整手当の合計額の100分の50を支給する。
- 5 無届欠勤として取り扱われた場合には、その欠勤した時間については1時間につき第20条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を、本給から控除する。

（育児休業に係る給与）

- 第32条 職員が、勤務時間等規程第27条第1項に規定する育児休業（以下この条において「育児休業」という。）をしている期間については、給与を支給しない。
- 2 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
 - 3 第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
 - 4 育児休業をした職員が勤務に復帰したときは、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、本給月額を調整し又は第12条第1項に規定する期間を短縮することができる。
 - 5 職員が、勤務時間等規程第27条第2項に規定する部分休業により勤務をしない場合には、その勤務をしない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。
 - 6 前各項に規定するもののほか、育児休業等に係る給与について必要な事項は、別に定める。

（介護休暇に係る給与）

第 3 3 条 職員が、勤務時間等規程第 2 3 条に規定する介護休暇（以下この条において「介護休暇」という。）により勤務をしない場合には、その勤務をしない 1 時間につき、第 2 0 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。

2 介護休暇を受けた職員が再び勤務するに至ったときは、当該介護休暇を受けた期間の 2 分の 1 以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、本給月額を調整し又は第 1 2 条第 1 項に規定する期間を短縮することができる。

3 前 2 項に規定するもののほか、介護休暇に係る給与について必要な事項は、別に定める。

（休職者の給与）

第 3 4 条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により、就業規則第 2 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 業務外の傷病により、就業規則第 2 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、結核性疾患以外の傷病にあつては休職を命ぜられた日から 1 年間について本給、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 1 0 0 分の 8 0 を支給する。また、結核性疾患にあつては、休職を命ぜられた日から 2 年間に達するまでは、本給、扶養手当、住居手当、調整手当及び期末手当のそれぞれ 1 0 0 分の 8 0 を支給し、2 年を超え 3 年間に達するまでは、本給、扶養手当、住居手当、調整手当及び期末手当の 1 0 0 分の 6 0 を支給する。

3 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより、休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、本給、扶養手当、住居手当及び調整手当のそれぞれ 1 0 0 分の 6 0 以内を支給することができる。

4 職員が前 3 項以外の事由により、休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、本給、扶養手当、住居手当及び調整手当の全部又は一部を支給することができる。

（停職者の給与）

第 3 5 条 職員が就業規則第 4 6 条の規定による停職の処分を受けた場合は、その期間中の給与は支給しない。

（給与の非常時払）

第 36 条 職員又はその収入によって生計を維持する者が、出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、やむを得ない事由による 1 週間以上の帰郷、その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与（期末手当・勤勉手当を除く）の支給を請求した場合は、第 6 条の規定にかかわらず、請求の日までの分を日割によって計算し、その際に支払う。

（実施に関し必要な事項）

第 37 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

第 1 条 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

第 2 条 独立行政法人の設立の際、旧厚生労働省産業安全研究所の職員であった者であって、引き続き独立行政法人の職員となったものの在職期間の算定については、労働省産業安全研究所又は厚生労働省産業安全研究所の職員であった期間を独立行政法人の職員としての引き続いた在職期間とみなす。

（昇給停止に関する経過措置）

第 3 条 平成 11 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）前から引き続き国家公務員の身分を有する職員のうち、基準日において 55 歳を超えている職員の昇給については、なお従前の例による。

2 基準日前から引き続き国家公務員の身分を有する職員のうち、基準日後に 55 歳を超える職員で、基準日において 50 歳を超え、55 歳を超えていない職員については、第 12 条第 4 項の規定にかかわらず、55 歳に達した日後も、次の各号に定めるところにより、昇給させることができる。

一 基準日において 53 歳を超えている職員については、55 歳に達した日後も、なお従前の例により昇給をさせることができる。

二 基準日において 53 歳を超えていない職員については、55 歳に達した日後も、1 回に限り、なお従前の例により昇給をさせることができる。ただし、55 歳に達した日の翌日からこの号の規定による昇給をさせようとする日までの間においてその属する職位又はその受ける号俸に異動のあった職員で当該異動後の本給月額を決定する際の計算の過程においてこの号の規定による昇給をしたこととされたものその他別に定める職員については、この号の規定による昇給をさせることができない。

附 則

この規程は、平成13年11月28日から施行し、改正後の独立行政法人産業安全研究所職員給与規程第12条第4項、第16条第2項及び第25条第6項第1号の規定は平成13年4月1日から適用する。

附 則

(平成14年11月29日独立行政法人産業安全研究所職員給与規定等の一部を改正する規程)(抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第6条、附則第3項及び第4項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成17年12月1日から施行する。

研究職本給表

別表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
	円	円	円	円	円
1	-	-	254,300	295,700	339,300
2	134,100	183,000	267,500	309,500	351,300
3	138,500	192,700	280,800	323,200	363,600
4	143,500	201,700	293,900	337,100	375,800
5	149,800	210,800	307,300	347,700	387,700
6	157,300	220,300	320,900	357,500	400,200
7	165,800	231,700	334,500	367,100	413,000
8	174,800	243,000	344,400	376,600	426,500
9	183,100	254,300	353,700	385,900	439,600
10	190,300	264,100	362,200	395,000	452,600
11	197,700	274,300	369,800	403,800	465,400
12	205,400	284,200	376,500	412,500	477,800
13	213,000	291,400	382,900	421,000	489,900
14	220,800	298,000	389,000	429,200	501,600
15	229,000	304,700	395,000	436,800	513,000
16	237,300	311,300	400,900	444,300	524,300
17	243,600	317,900	406,000	451,700	535,900
18	249,700	324,500	410,300	459,000	546,300
19	255,600	330,900	414,700	465,400	554,000
20	261,600	337,200	418,600	472,100	560,900
21	267,000	343,400	422,500	477,100	566,800
22	272,300	348,200	426,300	481,600	571,900
23	277,400	352,300	430,100	485,400	575,900
24	282,400	355,100	433,500		
25	287,100	357,900	436,800		
26	290,900	360,700			
27	294,500	363,500			
28	297,400	366,300			
29	299,800	369,000			
30	301,700				
31	303,800				
32	305,700				

事務職本給表(二)

別表(三)

職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
	円	円	円	円	円	円
1	-	164,500	183,100	200,600	225,600	253,800
2	120,200	171,200	189,000	206,600	232,500	261,000
3	123,900	177,100	194,800	212,800	239,400	268,300
4	127,700	183,100	200,500	219,300	246,500	276,300
5	131,500	188,400	206,500	225,500	253,100	284,300
6	135,600	193,300	212,700	232,200	259,900	292,500
7	140,300	198,300	219,200	238,400	266,500	300,900
8	145,100	203,600	225,000	244,200	272,700	309,000
9	151,000	208,800	231,100	249,800	278,400	316,900
10	157,000	213,800	236,900	255,600	283,800	324,400
11	164,200	219,200	242,400	260,900	289,200	331,900
12	170,900	224,200	248,000	266,000	294,500	338,900
13	176,600	229,000	253,000	271,000	299,800	345,900
14	182,100	233,800	258,100	275,900	304,700	351,900
15	186,800	238,600	262,900	280,600	309,300	358,000
16	191,200	242,700	267,400	285,300	313,800	363,900
17	195,600	246,700	272,100	289,200	318,000	369,500
18	199,400	250,400	276,700	292,700	322,300	374,800
19	203,000	253,600	281,000	295,900	326,300	379,700
20	205,900	255,900	284,600	298,800	329,900	384,200
21	208,900	258,000	287,200	301,600	333,300	388,600
22	211,700	259,900	289,400	304,200	336,400	392,700
23	214,500	261,200	291,700	306,900	338,800	395,900
24	217,200	262,600	293,700	309,300	341,300	
25	219,500	264,200	295,700	311,700	343,500	
26	221,600	265,900	297,600	313,700	345,900	
27	223,700	267,500	299,400	315,800	348,100	
28	225,900	269,200	301,300	317,700		
29	227,800	270,700	303,100	319,900		
30	229,800	272,300	305,000	322,100		
31	231,700	273,900	306,800	324,100		
32	233,300	275,600				
33		277,100				